

## 募集情報等提供事業 コンプライアンスチェックリスト 2026

更新日：2026-05-28

作成：丸忠物産有限会社 人材事業部（一般情報。個別確認が必要です）

### 【この資料の使い方】

- 求人媒体/スカウト/人材DB提供/広告運用など「募集情報等提供」に関わる担当が、最小限のリスク点検をする
- 自社が「募集情報等提供事業者」か「職業紹介（許可）」かの判断はケースで変わります。微妙な場合は一次

### 【一次情報（確認先）】

- 厚生労働省「募集情報等提供事業について」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/boshujouhouteikyou.html>
- 厚生労働省「募集情報等提供事業の業務運営要領（令和7年6月1日から適用）」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179548.html>

1. まずは該当性チェック（最小）

- [ ] サービスが「求人情報/求職者情報の提供」を事業として行っている（掲載、スカウト、データ提供、マッチングサービス）
- [ ] 「紹介（あっせん）」まで踏み込んでいないか（職業紹介許可が必要になる可能性）
- [ ] 求職者情報（氏名、連絡先、経歴等）を収集し、情報提供に使用している（=「特定」に該当する可能性）
- [ ] 取引先（求人者/顧客）との契約で、利用料金・違約金・返金条件が設定されている

2. 禁止・表示（令和7年4月施行の周知事項ベース）

- [ ] 求職者（労働者になろうとする者）に対し、金銭・ギフト券・ポイント等を提供していない（キャンペーン等）
- [ ] 利用料金・違約金などの条件を、誤解が生じないように事前に明示している（媒体/LP/規約/申込画面等）
- [ ] 誤解を招く表示（強制加入のような表現、無料と誤認させる表現等）がない

3. 個人情報（最小）

- [ ] 収集目的（何に使うか）が本人に分かる形で示されている
- [ ] 委託先（ATS/CRM/広告運用等）がある場合、委託先管理（契約/権限/ログ/削除）ができています
- [ ] 苦情・削除依頼・利用停止の窓口が明確になっている

4. 「特定募集情報等提供事業」届出（該当する場合）
  - [ ] 事業開始前に届出が必要か判定できている（該当性は個別確認が必要）
  - [ ] 届出が必要な場合、オンライン手続（e-Gov）で提出する体制がある
  - [ ] 届出事項の変更：変更日翌日から30日以内に届出が必要なことを運用に組み込んでいる
  - [ ] 廃止：廃止日から10日以内に届出が必要なことを運用に組み込んでいる
5. 概況報告（毎年8/31まで／6/1時点）
  - [ ] 毎年8/31までに、当該年の6/1時点の事業状況を「概況報告書」として提出する必要があることを把握し
  - [ ] 6/1時点の棚卸し（対象サービス、取扱量、体制、苦情等）を社内タスク化している
  - [ ] 様式は指定のExcelを使用し、別形式で提出しない（一次情報の注意事項）
6. もし違反・疑義が出たら（最小）
  - [ ] 表示/キャンペーン/規約の差し止め・修正の意思決定者が決まっている
  - [ ] 根拠（一次情報リンク、改定日、対応履歴）を社内に残す
  - [ ] 必要に応じて行政窓口/専門家へ相談する（個別確認が必要）

（相談）丸忠物産 人材事業部：<https://hr.maruchu-bussan.co.jp/>